**業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書**

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第１項の規定により、報告します。

年　　　月　　　日

住　所

報告義務者続柄

氏　名

印

山梨県知事　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 業　態 |  |
| 業務所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 品名 | 数量 |
|  |  |
| 報告の事由及びその事由の発生年月日 |  |

（備考）

１　法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　業態欄には、業務廃止等の前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。

３　業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。